

産前産後期間相当分(4ヶ月分)の 国民健康保険税が軽減されます！

対象となる方・受付期間

- 出産予定または出産された国民健康保険被保険者の方
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の軽減方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方				出産予定月		
多胎の方				出産予定月		

※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

※世帯内に収入（所得）等の申告をされていない方（未申告者）がいる場合、軽減の対象となりませんので、届出書をお返しする場合があります。

…対象期間

保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要なもの

- ・届出人の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ・世帯主と出産される方のマイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、通知カードなど）
- ・（出産前の場合）母子手帳などの出産予定日が確認できるもの
- ・（出産後で子が別世帯の場合）母子手帳など、親子関係が確認できるもの

届出先

会津若松市役所 健康福祉部 国保年金課 窓口グループ TEL（0242）－39－1249

よくある質問

Q. 出産前に届出を行い、予定日と実際の出産日が異なる場合、再度申請が必要になりますか？

A. 出産予定日と実際の出産日が異なっても、再度ご申請いただく必要はありません。

ご申請いただいた予定日を基準に税額を軽減いたします。

Q. 軽減の期間が年度をまたぐ場合、どのように軽減されますか？

A. 対象期間が年度をまたぐ場合、各年度の税額からそれぞれ軽減されます。

(例) 令和6年3月に出産予定（もしくは出産）の場合

令和6年2月・3月分については令和5年度分の税額から、令和6年4月・5月分については令和6年度分の税額から軽減されます。

なお、世帯内に収入（所得）等の申告をされていない方（未申告者）がいる年度については軽減されませんのでご注意ください。

Q. 軽減の期間中に他自治体に転出した場合、どのように軽減されますか？

A. 対象期間中に転出された場合、各自治体での税額からそれぞれ軽減されます。

(例) 令和6年5月に出産し、7月に他自治体に転出される場合

令和6年4・5・6月分については会津若松市での税額から、令和6年7月分については転出先の自治体での税額から軽減されます。

他自治体での軽減の申請については、転出先の国民健康保険担当課までお尋ねください。

Q. すでに保険税を納めている場合、納めた分は戻ってきますか？

A. 軽減した結果、納め過ぎた保険税がある場合には後日還付させていただきます。

ただし、過去に未納となっている保険税がある場合には未納分に充当されます。